地域あんしん給油所推進事業補助金Ｑ＆Ａ



１　地域あんしん給油所の登録の要件は何ですか。

　地域あんしん給油所へ登録するには、以下の３つのあんしんに係る必須項目と、任意項目1つ以上に取り組んでいただきます。

　【必須項目】

　・地域を見守る「あんしん」→ながら見守り宣言協力事業所に登録すること

　・価格が見える「あんしん」→道路走行中に視認できるわかりやすく、正確なガソリン価格の表示を行うこと

　・おもてなしの「あんしん」→観光客に対し観光案内や道案内のおもてなしを行うこと

【任意項目】※1つ以上を実施

　・防犯カメラ等の設置

　・自家発電設備の設置

　・トイレの貸し出し

　・観光パンフレットの配架

　・熱中症一時休憩所の設置

２　ながら見守り宣言協力事業所とはどういうものですか。

　営業や配送など様々な仕事をし「ながら」、こども等の様子に目を向けて地域の見守りを行っていただく事業所のことです。

「ながら見守り宣言協力事業所」となった事業所には、子ども見守りステッカーやその他防犯グッズの配付を行います。



３　道路走行中に視認できるわかりやすく、正確なガソリン価格の表示とはどういう表示ですか。

　道路走行中にドライバーが容易に認識できるよう、店頭の見やすい場所に、消費税込みの販売単価（総額）の表示をしていただくことを想定しています。全国石油商業組合連合会が作成している「ガソリンスタンドにおける価格表示の適正化ガイドライン」などを参考にしてください。

４　防犯カメラ等の設置は自店舗の防犯用として設置してよいですか。

　地域の見守りのための設置に補助をしますので、自店舗だけでなく通学路などの不特定多数の者が利用する場所も撮影するものとしてください。なお、警察の捜査に必要な場合は記録データの提供をお願いします。

５　自家発電設備の設置は国の補助金を活用していても利用できますか。

　国の補助金を活用した場合は、対象経費から国の補助金の額を差し引いた額を対象経費としてください。

６　熱中症一時休憩所とは何ですか。

　熱中症による健康被害を防ぐため、気温が暑くなる時期に、危険な暑さから身を守るために県民が利用できる施設を「熱中症一時休憩所」 （以下、「休憩所」という。）として設置しています。

要件としては（１）冷房設備を有している（２）座って休憩できるスペースがある（３）水分補給ができる（ウォーターサーバーや自動販売機の設置等）の３つです。

毎年６月頃から１０月頃のうち、事業者が対応可能な期間で開所していだきます。

７　補助金の補助対象事業にある「その他」とはどういうものですか。

　地域を見守る「あんしん」、価格が見える「あんしん」、おもてなしの「あんしん」の3つの取組に資するものと認めたものであれば対象としますので、事前にご相談ください。

お問合せ先　大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

（消費生活・男女共同参画プラザ　アイネス）

消費生活班　097-534-2038　oita-shouhi@pref.oita.lg.jp